

- ・1992~1993年度:標準報酬の上下限引上げ ・1994~1995年度:標準報酬の下限引上げ
- ・2000~2001年度:標準報酬の下限引上げ ・2007年度:標準報酬の上限引上げ・下限引下げ
- - -2016年度:標準報酬月額の上限引上げ
  - ・2022~2023年度:2022年10月の国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行

<sup>(</sup>注) 2003年度は総報酬制(賞与に対しても標準報酬(月収)と同様に保険料を賦課)が導入されたことに伴い保険料率の見直しが行われている。 それまでの標準報酬ベースの8.5%は、総報酬ベースでは7.5%に相当していたが、8.2%(実質引上げ)とされた。